

国民生活センターや消費者庁を名乗る電話等について

平成 23 年 1 月 21 日
消 費 者 庁

【国民生活センターを名乗り被害救済の調査をかたる電話】

過去に未公開株や社債等を購入した人に、独立行政法人国民生活センター（以下「国民生活センター」といいます。）を名乗る者から被害救済の調査を名目とした電話があったという情報が複数寄せられています。

国民生活センターに相談中の方でないかぎり、国民生活センターから、被害の救済、調査等で電話をすることや、未公開株等の被害対策で契約内容について問合せることは絶対にありません。

【「国民生活相談センター」からの架空請求】

「国民生活相談センター（東京都世田谷区）という業者から、『訴訟告知に関する確認依頼』というハガキが届いた。どういうことか」という相談が各地の消費生活センターや国民生活センターに相次いで寄せられています。

国民生活センターは当該業者と一切、関係はありません。当該業者からのハガキが届いても、絶対に連絡を取らないようにしてください。

上記のようなことがあった場合は、お近くの消費生活センターに御相談ください。

【消費者庁をかたる悪質な勧誘】

このほか、消費者庁では、平成 22 年 3 月に「消費者庁」をかたった悪質商法について注意喚起を行っています。消費者庁や消費者庁とかかわりがあると誤解させる団体から不審な連絡を受けた場合やこのような勧誘により被害に遭われた場合には、速やかに消費者庁やお近くの消費生活センターに御連絡・御相談ください。

消費者ホットライン 0570-064-370

- * 全国共通の電話番号から身近な消費生活センターや相談窓口をご案内いたします。
- * IP電話・PHSからはご利用いただけません。お住まいの地域の消費生活センターや相談窓口にご連絡ください。

消費者庁 大代表 03-3507-8800

■寄せられた相談事例

【国民生活センターをかたる悪質な勧誘】

- ・国民生活センターを名乗り被害救済の調査をかたる電話に再度、ご注意！（平成23年1月14日国民生活センター）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20110114_1.html

- ・「国民生活相談センター」からの架空請求に応じないで！（平成22年12月28日国民生活センター）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20101228_1.html

【消費者庁をかたる悪質な勧誘】

- ・消費者庁を騙る悪質な勧誘に御注意ください！（消費者庁HP）

<http://www.caa.go.jp/information/index1.html>

- ・騙されないで！消費者庁をかたった悪質商法（平成21年9月15日国民生活センター）

http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20090915_2.html

【本件問合せ先】

消費者庁地方協力課 担当：石田、迫田 電話 03-3507-9190